

国民健康保険税の軽減判定誤りについて

■ 概要

- 後期高齢者医療保険料の保険料軽減判定の誤りについての厚生労働省の報道発表（平成28年12月27日）を受け、本市において、同じ基準で軽減（※1）判定を行う国民健康保険税について確認をしたところ、同様の誤りがあり、一部の被保険者について賦課誤りが判明しました。

※1. 世帯の所得合計額が基準額以下の場合、国民健康保険税を判定区分に応じて軽減するもの。

■ 件数及び更正額（平成29年5月12日調査時点）

- 追加徴収となる件数及び金額 4世帯（5件） 136,200円
- 還付となる件数及び金額 6世帯（9件） 398,000円

※ 地方税法の規定に基づき、国民健康保険税の追加徴収は過去3年間、還付は過去5年間を対象とします。

■ 原因

- 軽減判定所得の計算にあたり、青色申告による純損失の繰越控除（※2）を行う場合、本来は国民健康保険独自の軽減判定用の繰越損失額（青色事業専従者給与を控除せずに計算）を用いるところ、確定申告上の繰越損失額（青色事業専従者給与を控除して計算）を用いていたためです。

※2. 事業所得などに損失（赤字）の金額があった場合、その年に生じた損失を翌年以降3年間繰り越して翌年以後に発生した所得額（黒字）と相殺することができるもの。

■ 今後の対応

- 国民健康保険税賦課の更正処理を7月中旬に行い、対象となる方へ訪問等によりお詫びと内容説明をした上で追加徴収または還付を行います。
- 今後このような事例が発生しないよう、法令等の理解の徹底及びチェック体制の強化を実施することで適切な事務処理に努めてまいります。